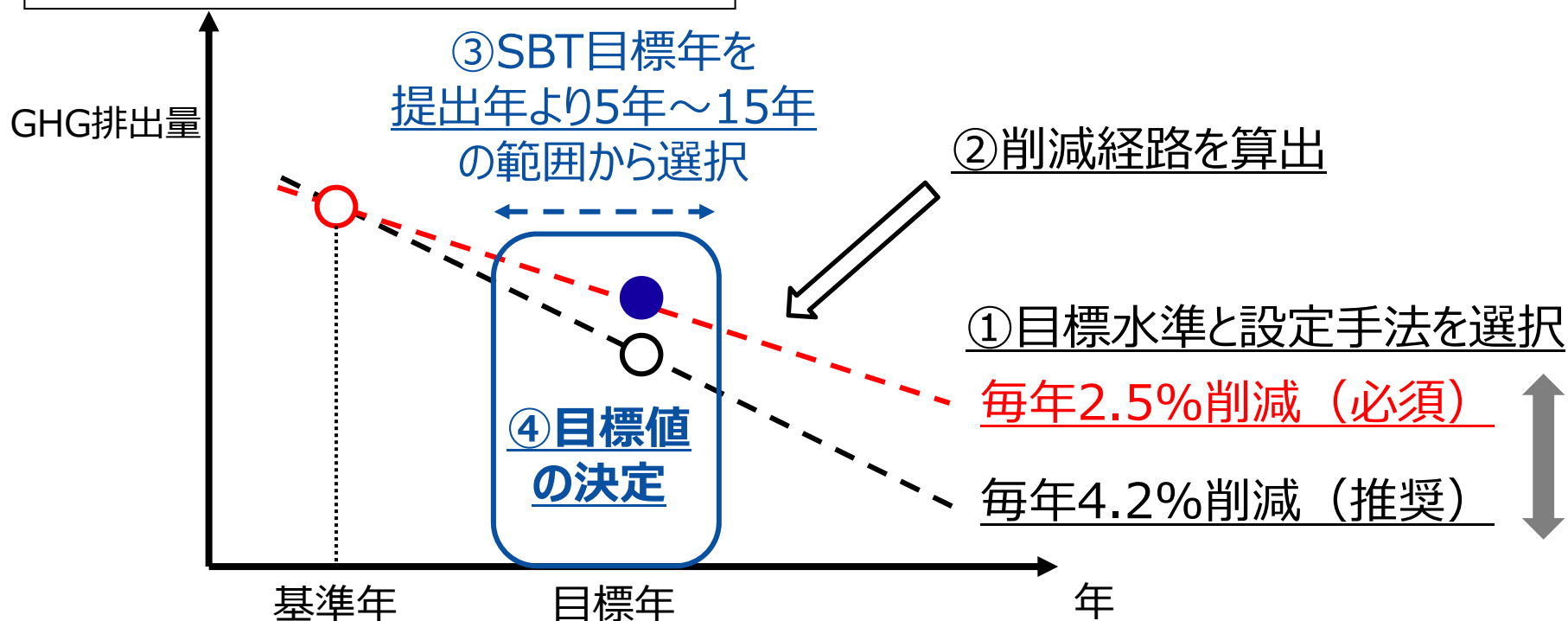

7. SBTの認定基準

本章に掲載の内容は、2020年4月15日にSBT事務局から公開された各資料の内容に基づいて事務局が作成しています。

■ SBTの削減目標設定（特にScope1+2）は下記の経路が基本となる

- Scope1,2および3（該当する場合）について目標設定の必要がある
- Scope1,2の削減経路はほぼ限定されており、「**総量同量**」削減とすることが必要
- Scope3の目標は、以下のいずれかを満たす「**野心的な**」目標を設定する
（総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標）
- 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法も用意されている（**SDA**）

（参考） SBTの基本的な削減経路



項目	内容
バウンダリ(範囲)	企業全体（子会社含む）*のScope1及び2をカバーし、すべてのGHGが対象
基準年・目標年	<ul style="list-style-type: none"> • 基準年はデータが存在する最新年とすることを推奨（未来の年を設定することは認められていない） • 目標年は公式提出時点から最短5年、最長15年以内** • 提出日までに既に達成している目標は、SBTとしては認定されない
目標水準	最低でも2℃を十分に下回る水準に抑える削減目標を設定しなければならない。さらに、1.5℃目標を目指すことを推奨する。 →SBT事務局が認定する SBT手法（2手法） に基づき目標設定
	Scopeを複数合算（例えば、1+2、または1+2+3）した目標設定が可能。ただし、Scope1+2はSBT水準を満たすことが前提。
	他者のクレジットの取得による削減、もしくは削減貢献量は、SBT達成のための削減に算入できない

*親会社もしくはグループのみの目標設定を推奨。ただし、子会社が独自に設定することも可能。

**長期目標（例えば2050年目標）の提出も推奨。

項目	内容
Scope2	再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で調達することは、Scope2排出削減目標の代替案として認められる
Scope3	<ul style="list-style-type: none"> • Scope3排出量がScope1+2+3排出量合計の40%以上の場合にScope3目標を設定。 • Scope 3 排出量全体の2/3をカバーする以下のいずれかを満たす目標を設定すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 1つ以上の排出削減目標を設定 ② サプライヤー/顧客・エンゲージメント目標を設定 • Scope3の目標は「野心的」であることが求められる。「野心的」の水準は後述の詳細情報を参照。
報告	企業全体のGHG排出状況を毎年開示
再計算	最低でも5年ごとに目標の見直しが必要

(必須事項)

- GHGプロトコル企業基準に則った、**企業全体**（子会社含む）の**Scope1、2の排出量をおさえる**必要がある。
- Scope1と2の排出量の5%程度（実績と目標の両者）を除外してもよい。ただし、除外の理由については説明が必要。
- GHGプロトコル企業基準において必要とされるすべての温室効果ガスについてカバーすること。

【補足】GHGプロトコルにおける企業範囲とは？



- グローバルルール（GHGプロトコル）では、自社＝自グループ
- 「支配力基準」と「出資比率基準」の2種類のグループ範囲がある

【支配力基準】

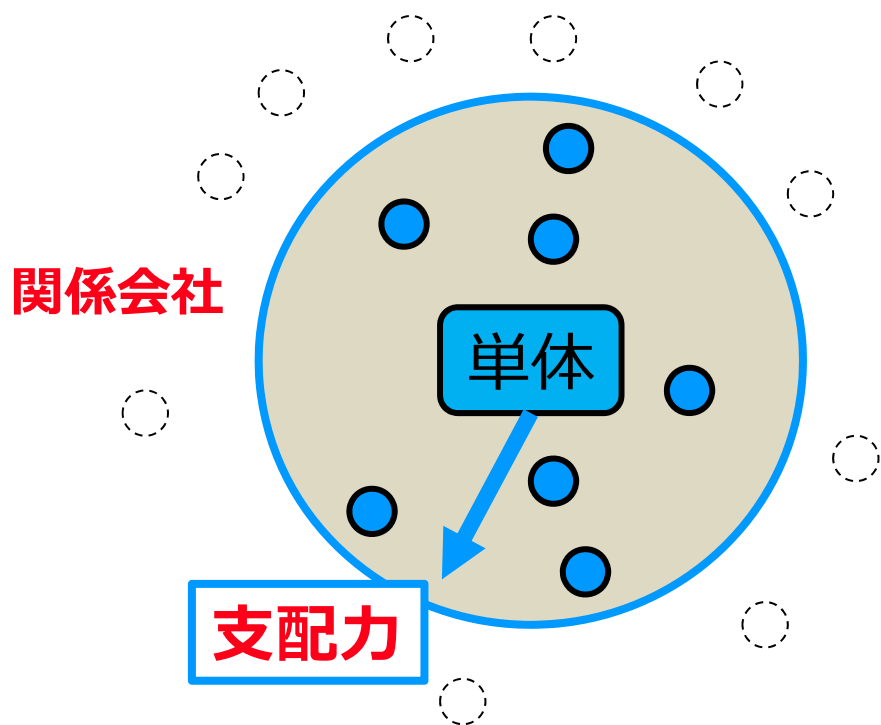
- 関連会社の中で、
 - 支配力を及ぼしている先については、相手先企業の排出量の100%を自社の排出量として計上、
 - 支配力を及ぼしていない先については、相手先企業の排出量は、自社の排出量と見なさない、とする考え方。
 - 「支配力」は、株式保有割合を基準とする「**財務支配力**」と、実質的な経営の意思決定への影響力を基準とする「**経営支配力**」に分類される。
 - 連結対象までを自社とする場合は、「財務支配力基準」に該当。
- ⇒ 企業範囲について **自社 + 連結対象事業者** と考えればよい

【出資比率基準】

- 株式保有している企業全てについて、対象企業の排出量の出資比率相当分を自社の排出量とする考え方。

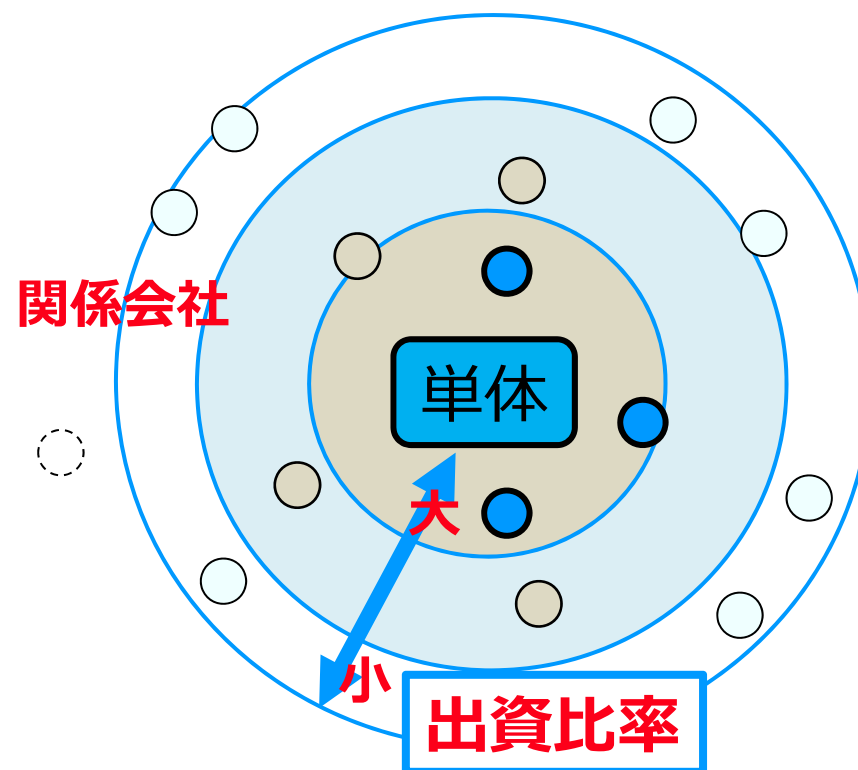
支配力基準

(財務支配or経営支配の2種)



支配力内の関係会社の排出量は
100%自社分に計上
(支配力外は0%計上)

出資比率基準



出資先の排出量は、出資比率に
比例して自社分として計上

(必須事項)

- バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料※に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用によるN₂OとCH₄の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

※非バイオエネルギーに関する生物起源排出量はインベントリと一緒に報告し、目標範囲に含める必要がある。また、バイオエネルギーの原料に関連しないGHGの除去については、現在のところSBTの進捗やインベントリにおける正味排出量としてカウントすることはできない。

(必須事項)

- **親会社もしくはグループのみが目標を提出することを推奨**。親会社と子会社の両方が目標を提出している場合は、親会社の目標に子会社の排出量が含まれなければならない。

(推奨事項)

- 関連性があれば、直接的土地利用変化による排出量を算定し、目標範囲に組み入れることが推奨されている。SBTの一環として土地利用変化の減少を目指す緩和行動（例えばサプライチェーン上の森林伐採の防止）を実施しようとする企業は、土地利用変化の排出量を基準年のインベントリに含めるべきである。土地利用変化の算定方法は大きく異なる可能性があり、また現在のところGHGプロトコルで認められている標準化された算定方法が存在しないため、事業者はGHGインベントリにおいてこれらの影響の算定に用いられた算定方法を開示すべきである。間接的土地利用による排出がある企業は、自社のインベントリとは別にこれらを報告することができ、同様にこれらの影響を計算する方法を開示することができる。

(推奨事項)

- バイオエネルギーが気候ニュートラルであるとの仮定は、生物由来の資源の除去（木材/作物）とその後の再生の間に有意な時間差があることを見落としがちである。また、バイオエネルギーの原料として使用される森林/作物システム間の生産性の違いや、生物由来の製品および/または処理における長期的な炭素貯蔵の影響の可能性も見落とされている。これらの理由から、バイオエネルギーGHG排出量の算定のための標準化された方法がGHGプロトコルにおいて開発されるまで、SBT事務局は企業に対し、算定方法に排出（例えば木材/作物の除去）と吸収（例えば森林/作物の再生）の時点を考慮に入れるよう強く推奨する。

(必須事項)

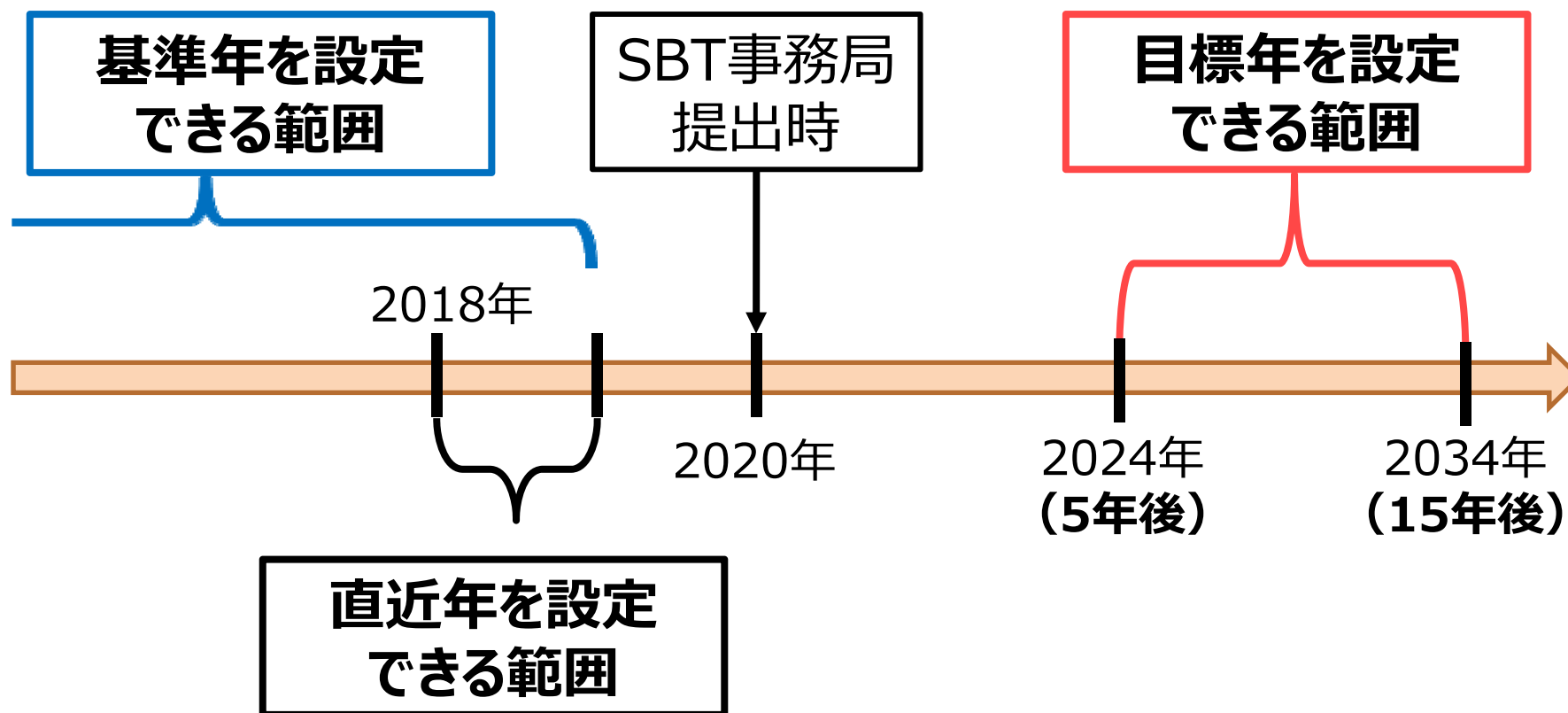
- 目標はSBT事務局に
公式提出時から5年以上先、15年以内の目標
である必要がある。
※2020年前期に提出したものは2024-2034年が可能であり、2020年後期については2025-2035年であることが必要。
- 提出日までに既に達成している目標は、SBT目標として認定されない。SBT事務局は、目標が事務局に提出された（あるいは直近でGHGインベントリを作成した）年からの削減率を目標の野心度として評価するとしている。直近でGHGインベントリを作成した年（直近年）は、**提出日から2年以内**の年を設定しなければならない。
※2020年に提出したものは直近年が**2018年**以降でなければならない。

(推奨事項)

- 基準年：データが存在する最新年を基準年とすることを推奨（未来の年を設定することは認められていない）
- 目標年：中期目標に加えて、長期目標（例えば2050年目標）を開発することを推奨。提出日から15年以上を対象とする目標は長期目標と見なされる。長期目標は、SBT事務局が認める、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、2℃を十分に下回るよう抑えるために必要な脱炭素化の水準と一致していなければならない。
- 整合性：中期目標と長期目標は、基準年が同じ年であることが望ましい。

● 基準年と目標年のイメージ

(排出量のデータが存在する直近年を基準年とすることを推奨)



(必須事項)

- 少なくともScope1および2の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃を十分に下回るよう抑える水準**でなければならず、可能であれば1.5℃以下に抑えることを推奨する。基準年から目標年、直近年から目標年のどちらも、この目標水準を満たさなければならない。
- Scope1および2の原単位目標は、その目標が気温上昇を2℃を十分に下回る水準に抑える気候シナリオに沿う排出総量削減目標につながる場合や、承認された部門の改善経路を用いてモデル化された場合にのみ設定可能。
- 総量削減は、2℃を十分に下回る排出シナリオの中でも、少なくとも最低基準と合致するか、部門別脱炭素アプローチ（Sectoral Decarbonization Approach:SDA）で設定されている各部門の改善経路と合わせる必要がある。

(必須事項)

- 目標は、最新の方法やツールによって計算されていなくてはならない。古いバージョンのツールや方法を利用して計算した目標については、改訂または関連する部門別ツールの発行後6か月以内に正式提出をしたときのみ有効。
- Scopeを複数合算(例えば1+2、または1+2+3)した目標設定が可能。ただし、**Scope1+2はSBT水準を満たすことが前提**。
 - ✓ Scope1+2+3目標が2°Cを十分に下回るシナリオと一致していない場合：Scope1+2は2°Cを十分に下回るシナリオに一致する必要がある、Scope3はP.113の基準を満たすものでなければならない。
 - ✓ Scope1+2+3目標が2°Cを十分に下回るシナリオと一致している場合：Scope1+2は、Scope3の野心に関係なく、2°Cを十分に下回るシナリオに沿ったものでなければならない。

(必須事項)

- 他者のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボン・オフセット）は、**企業のSBT達成のための削減に算入できない**。ただし、SBT達成を超えた貢献をしたいという場合のみ、認める。
- **削減貢献量**（従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」）は、企業のインベントリそのものではないため、**目標設定に算入するのは不可**。

(推奨事項)

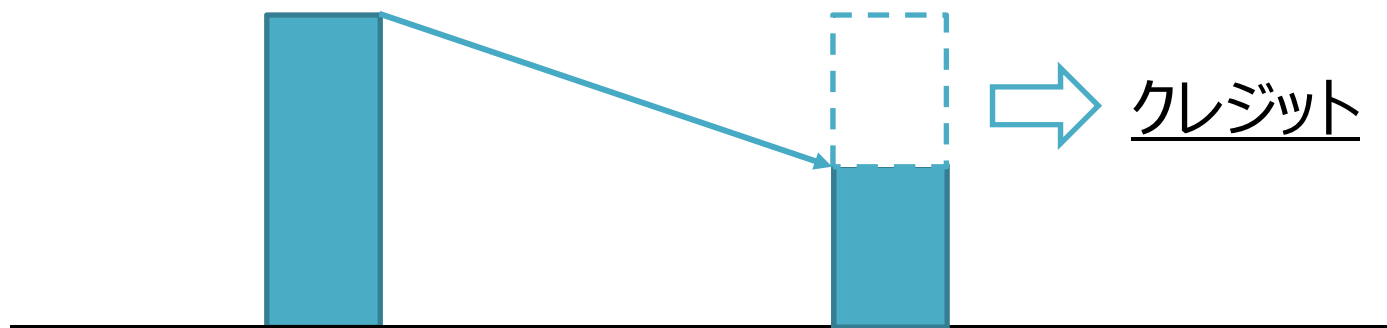
- 手法の選択: SBT事務局としては、早期に削減し、累積排出が最も少ない削減シナリオの利用を推奨。

【補足】クレジットを取得した削減について

- クレジット（排出権）とは、あるプロジェクト（排出削減対策）を実施したことによって発生する、**認定されたベースラインからの削減分、又は定められた排出枠（キャップ）からの削減分を取引できるようにしたもの。**
- 他者のクレジットを自社に移転する行為は、地球全体の排出量は削減したことにはならない。つまり、他者のクレジットを取得することによる自らの削減は、総量削減を求める**SBT達成のための削減には使えない**という整理。
- ただし、SBTが要求する以上の削減を実施し、排出量をゼロ（カーボン・ニュートラル）を目指す企業がクレジットを使うことは支持。

ベースライン排出量
(削減対策を行わなかった場合
の架空の排出量)

プロジェクト排出量
(削減対策を行った場合の
現実の排出量)



他社に移転ができるが、地球全体の排出量は減らない

※なお、経済産業省、環境省、農林水産省が運営するJ-クレジット制度の内、**再エネ電力・再エネ熱由来のJ-クレジットはSBTの目標達成において再エネ調達量として報告可能。**

(必須事項)

- 企業は基準年の排出量やSBT達成の度合を検証するために、GHGプロトコルScope2ガイダンスの**ロケーション基準、マーケット基準のどちらを利用しているのかを開示**する必要がある。なおSBTの設定と進捗の把握には、同一のScope2算定アプローチを使用するものとする。
- 再生電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で積極的に調達する目標は、**Scope2排出削減目標の代替案**として認められる。SBT事務局は、RE100の推奨事項に沿って、このアプローチにおける再生可能電力閾値（総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギー割合）を、2025年までに80%、2030年までに100%とすることとしている。既にこの基準値以上の電力を調達している企業は、再生可能エネルギー使用割合を維持または増加させる必要がある。

【補足】Scope2排出量の報告方法



- 基準年の排出量を算定する際は、GHGプロトコルScope2ガイダンスのロケーション基準又はマーケット基準のどちらか一方を選択
- 国・地域によらず基準は統一する必要がある
- マーケット基準を選択したものの、マーケット基準で適用する排出係数がない国・地域（電力自由化等が未実施）は、自動的にロケーション基準の排出係数となる

報告方法	適用する排出係数
ロケーション基準手法	系統網平均の排出係数 （地域、国などの区域内における発電に伴う平均の排出係数）
マーケット基準手法	契約に基づく排出係数

(推奨事項)

- 熱・蒸気：SDAを用いる企業は、熱と蒸気による排出を直接排出（Scope1）として計算することを推奨。
- 目標年における電力の排出係数を設定することが必要な場合、**電力セクターも2°Cを十分に下回るシナリオに沿ったSBT水準の排出削減を行うことを想定**して、設定することを推奨。

(必須事項)

- GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、Scope3各カテゴリの割合を調べるため、すべての関連するScope3カテゴリのScope3スクリーニングを実施する必要がある。
- 企業の**Scope3排出量がScope1,2,3を合わせた量の40%以上を占める場合、Scope3の目標の設定が必要。**
- 天然ガスまたはその他の化石燃料製品の販売または輸送に関与するすべての企業は、自社のScope1,2,3合計排出量と比較したこれらの排出量比率に関係なく、販売した製品の使用に関するScope3目標を設定しなければならない。
- Scope3目標は、GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、Scope3全体の少なくとも2/3をカバーする、1つ以上の排出削減目標かつ/または、サプライヤー/顧客・エンゲージメント目標を設定する必要がある。

(必須事項)

Scope 3 期間設定：

- 基準年と目標年についての前述の要件（Scope 1, 2）を参照。また、必要とされる中期目標に加えて、2050年までの長期目標の策定も推奨。その場合、長期的なScope3目標も下記の基準を満たす必要がある。

排出削減目標を設定する場合の目標水準：

- **Scope3の目標は「野心的」であることが求められる。**以下のいずれかを満たした目標が「野心的」であるとみなされる。
 - ✓ 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、**2℃未満**に抑えるようにした脱炭素化の水準に合致する総量排出削減目標
 - ✓ 経済的原単位：付加価値あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する経済的原単位
 - ✓ 物理的原単位：部門別脱炭素化アプローチ内の関連する部門削減経路に沿った原単位削減。もしくは、総排出量の増加につながらず、少なくとも年間2%の削減に相当する直線形原単位改善につながる目標

(必須事項)

サプライヤー/顧客・エンゲージメント目標の場合：

- サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める企業目標は、以下の要件が満たされたときに認められる。
 - ✓ 企業は、関連があり信頼のある上流もしくは下流カテゴリのどれでも目標の設定が可能。
 - ✓ 関連があり信頼のある、上流もしくは下流カテゴリの排出量の何%がエンゲージメント目標によってカバーされるかSBT事務局に報告しなければならない。排出量が不明の場合は、年間の調達金額の何%が目標に含まれるか※を目標文言の中で情報を提供しなければならない。
 - ✓ 目標は、SBT事務局に正式に提出された日から**遅くとも5年以内に達成する必要がある。**
 - ✓ サプライヤー/顧客は、SBT事務局の資料に沿って気候科学に基づいた排出削減目標を設定しなければならない。

※対象範囲を支払額で測る場合、企業はバウンダリ基準（P.112,4項目目）が準拠されていることを示す妥当性確認のため、その支払額に関連した排出量範囲の見積もりを提供することが推奨される。

【参考】中小企業向けSBT

- SBT事務局が中小企業の目標設定に向けて独自のガイドラインを設定。
通常のSBTとの違いは下記の通り

	中小企業向けSBT	<参考> 通常SBT
対象	以下を満たす企業 ・従業員500人未満・非子会社・独立系企業	特になし
目標年	2030年	公式申請年から、 5年以上先、15年以内の任意年
基準年	2018年	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope1,2排出量	Scope1,2,3排出量。但し、Scope3がScope1~3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要は無し
目標レベル	以下の2つのオプションから選択 ■ Well below 2°C Scope1,2を30%削減、Scope3を算定・削減 ■ 1.5°C Scope1,2を50%削減、Scope3を算定・削減	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■ Well below 2°C (必須) 少なくとも年2.5%削減 ■ 1.5°C (推奨) 少なくとも年4.2%削減
費用	1回USD1,000(外税)	目標妥当性確認サービスはUSD4,950(外税) (最大2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、1回USD2,490(外税)
承認までのプロセス	目標提出後、自動的に承認され、SBTi Webサイトに掲載	目標提出後、事務局による審査 (最大30営業日) が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

(必須事項)

化石燃料製品を販売・輸送・流通している事業者：

- 天然ガスまたはその他の化石燃料製品を販売、輸送、流通している企業は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、2°Cを十分に下回るよう抑えるために必要な脱炭素化レベルと一致する、販売した製品の使用に対しての総量または原単位に基づくScope3排出削減目標を設定しなければならない。顧客・エンゲージメント目標の設定によってこれを満たすことはできない。

(推奨事項)

サプライヤー・エンゲージメント：

- サプライヤーがSBT目標を設定する際に、SBTガイダンスやツールを使用することを推奨している。サプライヤーの目標の検証は必須ではないが、推奨される。

間接使用段階目標：

- エンドユーザーの行動に影響を及ぼす目標（例、啓蒙活動）や法人顧客にSBTの採用を促進する目標（例、顧客エンゲージメント目標）は必要ではないが、間接使用段階の排出量が多い場合は目標の設定が推奨される。企業は、Scope3の目標範囲に間接使用段階の排出量を含めることができるが、P.112の4項目目で定義される2/3の閾値に含めることはできない。つまり、これらの目標は、企業のScope3目標を超えるものとして扱われる。直接および間接使用段階で排出量を発生させる製品の一覧に関しては、GHGプロトコルScope3基準を参照。

(必須事項)

- 企業は、部門ガイダンスの発行後6か月以内に、関連する部門別手法およびガイダンスに示されている目標設定および最低限の野心水準要件に従わなければならない。部門別ガイダンスと要件のリストは、目標検証プロトコルと目標設定マニュアルから利用可能。

(必須事項)

- 企業は企業全体のGHG排出量インベントリと公表した目標に対する進捗を**年に1度報告**しなくてはならない。

(推奨事項)

- 開示の場所：インベントリの開示場所について、公開である限り特定の要件はない。推奨としては、年次報告、サステナビリティ報告書、企業のウェブサイト、または、CDP質問書への回答など。

(必須事項)

- 最新の気候科学とベストプラクティスとの整合性を確実にするために、最低5年ごとに目標の見直しを行い、必要に応じて再計算、再検証を受けなければならない。**既に承認された目標を持つ企業は、最長でも2025年までに再検証をしなければならない。**再計算が必要な、既に承認された目標を持つ企業は、再提出時に適用可能な最新の基準に従わなければならない。
- 目標が承認された企業は、承認日から6か月以内にSBTi ウェブサイトで目標を公開する必要がある。他の公開時期についてSBTiとの合意がされていない限り、6か月後に発表されていない目標は再度承認プロセスを経なければならない。

(推奨事項)

- 既存の目標との関連性や一貫性を損なう可能性がある重大な変更を反映するために、必要に応じて目標を再計算する必要がある。以下の変更は、目標の再計算が必要となる一例である。
 - Scope3排出量がScope1,2,3合計排出量の40%以上になる
 - インベントリまたは目標範囲における除外排出量の大幅な変化
 - 企業の構造や活動の大幅な変更(例えば、買収、売却、合併、仕事の企業内部化、外注、商品またはサービス提供の変更)
 - 基準年排出量の大幅な見直しまたは成長予測などの、目標を設定するために利用されたデータの変更 (例えば、大規模な間違いを見つけたり、小さな間違いが積み重なって大きな規模の修正になっているもの)
 - SBT目標を設定する際に使用される予測/前提に対するその他の重要な変更
- SBT事務局は、企業が毎年目標に関連する予測の有効性を確認することを推奨。重要な変更はSBT事務局に通知し、該当する場合は重大な変更について公表する必要がある。